平成２７年監査公表第２号

地方自治法第 242 条第１項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第４項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

平成２７年８月２４日

半田市監査委員　　西　川　　承

半田市監査委員　　久 世　　孝 宏

住民監査請求に係る監査の結果について（報告）

地方自治法第 242 条第１項の規定による住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであるので、同条第４項の規定により報告する。

第１　監査の請求

１　請求人

半田市■■■■■■■■■■■■■　■■　■■

２　請求書の提出

平成 27 年６月 19 日

第２　請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

第３　請求人の陳述

法第 242 条第６項の規定に基づき、請求人に対して平成 27 年７月 27 日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述及び追加証拠の提出を受けた。

（陳述に出席した請求人）　■■　■■

第４　請求の要旨

請求人は、半田市■■■■■■■■■■■■■■（「半田市■■■■■■■■■■■■■」と解した）の西側に隣接する土地は、■■邸専用で使用しており、「半田市水路等の管理に関する条例」別表（第十条関係）通路（その他のもの）に属するので、半田市は当該土地を利用している■■氏から所定の使用料を徴収する必要があるにも関わらず、使用料の徴収をしていないため、これは不当又は違法である。

第５　監査の対象事項

住民監査請求の対象については、住民監査請求が、住民訴訟の前置手続きであることから住民訴訟と概ね同じであり、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、「その対象とされる事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。」（平成２年４月12日最高裁判所判決）との判断基準が示されている。したがって、住民監査請求は、一般行政上の非違を防止・是正するための制度ではなく、その目的はあくまで財務会計の適正運営に限定される。

このことから、本請求の監査の対象事項は、違法若しくは不当に「公金の賦課、徴収を怠る事実」があるか否かに決定した。

第６ 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めた。

(1) 本件土地は、半田市水路等の管理に関する条例第２条（定義）に規定される「道路法の適用されない道路」に属するものであると認められる。

(2) 本件土地の管理者は、半田市である。

(3) 半田市水路等の管理に関する条例第４条に基づく申請は提出されておらず、よって占用許可も出されていないため、使用料の徴収はしていない。

(4) 平成27年６月29日時点の監査委員による現地調査では、本件土地には工作物、物件、又は施設等は確認できなかった。

第７ 判断

住民監査請求制度の趣旨、陳述及び事実関係等を総合的に勘案し、以下のとおり判断する。

地方自治法第 242 条第１項に規定する「公金の賦課」とは、地方公共団体が優越的地位において住民に対し、金銭的給付義務を課する行政行為をいい、これを怠るとは、地方公共団体が、法令の規定に基づき、公権力の行使として一方的に特定人に対し具体的な金銭納付の義務を負担させるべきであるのにこれをしない状態をいう。次に「公金の徴収」とは、地方公共団体が有する債権を取り立てて収納する行為であり、これを怠るとは、公権力をもって徴収しうる地方公共団体の金銭債権について、正当な理由なく徴収をしないでいる状態などをいうと解されている。

ところで、半田市水路等の管理に関する条例に基づく使用料の請求については、市税などの場合と異なり、公権力の行使として一方的に特定人に対し具体的な金銭納付の義務を負担させる性質のものではなく、地方自治法第 242 条第１項に規定する「公金の賦課」の定義に照らすと、これに該当しない。

次に「公金の徴収」については、存在する債権を正当な理由もなく放置することは許されないが、本件の場合、半田市水路等の管理に関する条例に基づく申請、許可は行われていないことから、そもそも市は行使すべき債権を有しているとは言えず、これも地方自治法第 242 条第１項に規定する「公金の徴収を怠る事実」に該当しない。

なお、本件土地を特定の市民が利用していることによる使用の申請、許可の必要性については、一般行政上の問題であり、かかる点が請求書に明示されていたとしても監査の対象ではない。

よって、本請求を棄却する。

（監査委員付言）

本件請求については、前述のとおりであるが、以下、市へ要望する。

平成27年6月29日に本件の市が管理する土地について現場確認を行ったが、一般に広く通行の用に供されている道路敷地として明瞭に整備されていなかったことが、本請求に至った一つの原因であろうと感じた。市が管理する土地については、今回の住民監査請求を契機に、地域住民が不公平感をいだくことのないよう実効性のある改善策を講じられたい。